

南足柄市議会における日米地位協定の抜本改定を求める意見書提出の報告

◆ 国への意見書提出を求める陳情審査の結果

令和 7 年第 3 回定例会に提出された「日米地位協定の抜本改定を求める意見書を国に提出することを求める陳情」は、総務福祉常任委員会に付託され、委員 7 名のうち 4 名の賛同により「了承」となった。その後の本会議において、意見書案「日米地位協定の抜本改定を求める意見書」は、議員 15 名のうち 13 名が賛成し、提出されることとなった。

◆ 陳情審査の際に留意した視点

神奈川県内には、基地と隣り合わせの暮らしを強いられている自治体が複数存在するが、南足柄市はそうではないため、地位協定の問題を自分事と捉えづらい傾向がある。その前提の上で、陳情審査では以下の視点を意識し討議・討論（別添資料）を行った。

■ イデオロギー対立に持ち込まず「人権問題」を軸にした訴え

基地問題や日米の同盟関係といった、政治的立場により歩み寄りが困難な議論に持ち込むのではなく、住民の安全や暮らしがどれだけ脅かされ、人権が蔑ろにされ、傷つけられているの

かを可視化する具体的な事実、実例を示すことで、「この人権問題を放置して良いのか」、

「主権国家として国民の生命や暮らしを守らなくて良いのか」という、保守層にも響くことを願った問いを投げかけた。

■ 「遠い基地の話」を「自分事」に変える訴え

具体的な実例を示した上で「もしもこのようなことが自分の暮らすまちで起こっていたら」、「もしも自分の大切な人の身に起こっていたら」と想像し、自分事と捉えることを呼びかけ、理不尽と苦しみの中にいる基地のある自治体の人々との連帯し、地位協定の改定を目指すことを訴えた。

◆ まとめ

基地のない自治体として陳情審査に臨む上での鍵となるのは「実情理解」・「想像」・「連帯」であると考えます。基地については、全国民の問題であるにもかかわらず、私たちはその実情を知らずに暮らしている。地位協定を単なる外交上の取り決めとして受け流すのではなく、その背景にいる生身の人の存在、暮らしや命や尊厳にかかわる問題であることを理解し、痛みを想像することで、政治的立場を超えた議論が可能になり、連帯の動きを創り出せる。それらを目指し、今後も皆さんと共に活動していきたい。

別添資料

【令和7年第3回定例会 総務福祉常任委員会における討議】

本市のように基地のない自治体では、どうしても基地や日米地位協定に係る問題を「自分のまちの問題として捉えづらい」「国レベルの問題である」と考える人もいるであろうと思う。ただ、だからと言ってこの陳情審査を、不了承や趣旨了承という形で片付けて良いのか、と考えた時、私はそうは思えなかった。この討議では、改めて陳情文書表にもある、米兵等による事故や事件にかかる情報を共有したい。

まず、2024年の海老名市、茅ヶ崎市への米軍ヘリの不時着。海老名市の現場は、海老名駅から4キロ離れた水田。8月であったので、収穫期を少し先に控えた田んぼに、突然ヘリコプターが降り立った。近くには小学校や高齢者施設、物流倉庫があった。

茅ヶ崎市の現場は海岸。近くにはやはり小学校や住宅街があった。不時着場所が少しずれていたらと考えた時の周辺住民の恐怖は如何程だったろうかと思う。

昨年の9月、今年の2月、4月と横須賀で発生した米兵による交通事故で命を奪われた一人は、22歳の男性だった。右折禁止の交差点を曲がってきた米兵の車と衝突し亡くなった。日本人であれば実刑が出るはず、と、被害者代理人が言うこの事故により、米兵は自動車運転死傷処罰法違反（過失運転致死）の罪に問われたが、執行猶予4年付きの判決が出、事故を起こした後も週4回ほど車を運転していたそうだ。日本人は、死亡事故を起こせば免許停止であるが米兵はそうはならず、軍発行の「在日米軍個人車両操縦許可証」があれば、基地内だけでなく日本の公道も運転できる。日米地位協定10条にもとづく措置だ。会見での「もう2度と息子に会えない。これが正義なんですかね。」という被害者の父親の言葉が重く刺さる。

この他にも、逗子の傷害事件や、国内の基地の7割が集中する沖縄での数々の事故や暴行事件など、米軍、米兵による事件・事故は後をたたない。

また、日本の航空法適用外であることによる米軍ヘリ等の居住地域の低空飛行や、環境法令においても適用外であることによる、オスプレイ等の騒音被害、PFAS等の有害物質の排出や土壌汚染などについても、日本側が立ち入っての調査をすることすら困難という現実。

そして、陳情にあるように、それらに対し損害賠償命令が出ても、米兵が帰国してしまうなど、支払いができない場合は米国政府が支払いをし、その額に不足があれば、日本政府が支払うという、本人は償うことすら逃れられてしまう仕組みであり、これでは事件や事故がなくなるわけがない。本当に、考えられないほどに理不尽に溢れたことが、この地位協定によってまかり通っている。たまたま私たちの暮らすこの南足柄には基地はないが、もしも自分のまちでこのようなことが起こっていたら、ということを考えながら、この陳情審査にあたりたいと思う。

【討論】

「陳情第 8 号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書を国に提出することを求める陳情」について、了承の立場で討論する。

討議でも事例に触れたように、日米地位協定によって、米軍基地や米軍が、日本の法律の規制を受けない仕組みが作られており、これでは、私たち国民の安心や安全な暮らし、基本的人権が守られることはない。

この日米地位協定は、1960 年に新安保条約が締結され、占領軍としての米軍の特権をそのまま認めていた「日米行政協定」の考え方を基本的に引き継ぎ、結ばれたもの。そこから 60 年以上もの間、一度も大きな改定をされることなく今日に至っている。

これまでは、問題が起きるたびに「運用改善」という形で対応してきたが、それには限界があり、協定そのものの欠陥を抜本的に正し、現在の人権思想や環境保護の思想などを反映させたものにしなければ、今後も必ず私たちの暮らしを脅かし人権を踏み躪るような問題が起これ続けると考える。

ドイツやイタリア、韓国などでは、協定の改定がなされ、よりその国の主権が尊重される形で運用されている。日本が主権国家として、国民の生命、暮らし、財産、人権を守っていくためには、不均衡を正した協定への改定が必須である。

委員の皆さんにおいては、この審査にあたり、是非、陳情にある数々の事例を、ただの文字、情報として捉えるのではなく、そこには生身の人が存在し、その身体や生命が傷つけられたり奪われたりしているということ、当たり前と思っていた平穏な暮らしが壊されているということを想像していただきたい。もしそれらが自分や自分の大切な人の身、自分の暮らすまちに起こっていたとしたら、そんな理不尽を許せるだろうか。例えこの南足柄には、現状で大きな影響がなかったとしても、この協定によって辛く悲しい思いをしている人々と連帯し、協定の抜本改定を求めるための意見書を、本市議会として是非とも国に提出したいと考える。

ご賛同いただけるよう、心からお願いし、了承の立場での討論とする。